

愛知県立大学と西尾信用金庫との連携に関する協定書

愛知県立大学（以下「甲」という）と西尾信用金庫（以下「乙」という）は、地域社会の発展と人材育成等に資するため、お互いに協力して産学連携活動を実施することに合意したので、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携し、それぞれが有する人的物的資源と知的財産を有効に活用して、地域社会の発展と人材育成等につなげることを目的としている。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、以下の事項について連携・協力する。

- (1) 地域社会の発展のための活動に関すること
- (2) 企業等からの各種相談に関すること
- (3) 企業等からの共同・委託研究の推進に関すること
- (4) 産学連携活動の推進に資するための人材育成に関すること
- (5) その他産学連携活動に寄与すること

（連絡調整窓口）

第3条 前条に掲げる事項を円滑かつ効果的に進めるため双方に窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携・協力により相手方から知り得た情報について、本協定有効期間中及び有効期間終了後を問わず、決して第三者に対し、開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲と乙は、自己および自己の役員が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲と乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、背迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲と乙は、他当事者が次のいずれかに該当した場合には、催告をしないで、この協定を解消することができる。

- (1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
- (2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき

- (3) 第2項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
4. 前項の規定によりこの協定が解消された場合であって、解消した当事者に解消により損害が生じた場合には、解消された当事者は、その損害を賠償しなければならない。
5. 第3項の規定によりこの協定が解消された場合には、解消された当事者は、解消による損害について、解消した当事者に対し何らの請求もすることができない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、2022年1月7日から2023年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲と乙のいずれからも満了の申し入れがないときは、更に1年間効力が延長されるものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第7条 本協定書が定める事項に疑義が生じた場合又は本協定に定めるものの他に合意すべき事項が生じた場合は、双方で協議の上、新たに定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ1通を保有する。

2022年1月7日

(甲) 愛知県長久手市茨ヶ廻間 1522 番 3
愛知県立大学

学長 久富木原 聡

(乙) 愛知県西尾市寄住町洲田 51 番地
西尾信用金庫

理事長 近藤 実